

(名 称)

第1条 この会の名称は、和歌山イコール会議（以下「会議」という。）とする。

(目 的)

第2条 会議は、元気な和歌山をめざして、会員が相互にエンパワメントしながらネットワークづくりや情報交換を行うことにより、女性の活躍を促進することを目的とする。

(会 員)

第3条 会議の会員は、和歌山県在住、在勤、出身などの女性とする。また、入会は、別に定める入会申込書を事務局に提出し、代表の承認を得るものとする。退会は、事務局にその意向を申し出るものとし、本人の意思を尊重する。

(役 員)

第4条 会議に代表1名、副代表3名、幹事10名程度、会計1名、監査2名、事務局1名を置く。
また、任期は2年とし再任を妨げない。なお、任期途中で役員交代があった場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 代表は、会議を統括する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があったときその職務を代行する。
- 4 幹事は、必要に応じ専門分野を担当し、その活動の推進を図る。
- 5 会計は、会議の経理事務を担当する。
- 6 監査は、会議の会計を監督し監査する。
- 7 事務局は、総会・運営委員会ほかの会議の事務を担当する。

(役員選出)

第5条 前条に定める役員は、総会において会員相互により選出する。

(総 会)

第6条 毎年、代表の招集のもとに総会を開催する。

- 2 総会の議決は、出席者の半数をもって可決することとする。
- 3 第2項の議決には、事前の資料等で賛否を問うことができるものとし、このとき回答があった欠席者は出席者数に含めるものとする。

(運営委員会)

第7条 会議に会員で構成する運営委員会を置き、会議の運営について協議する。

- 2 運営委員会のメンバーは総会で選出し、任期は2年とし再任を妨げない。招集は代表が行う。
- 3 運営委員会の議決は出席者の半数をもって可決する。
- 4 運営委員会には、必要に応じて、幹事、その他有識者が出席できるものとする。

(事 業)

第8条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員のエンパワメントに関すること。
- (2) 会員のネットワークづくりに関すること。
- (3) 会員相互の情報交換に関すること。
- (4) 防災ネットワークづくりに関すること
- (5) その他目的達成のために必要なこと。

(部会等)

第9条 会議に次の6つの部会を設ける。また、これらの部会以外で取組を行うためのプロジェクト

チーム（以下「PT」という。）及び地域ブロック会議を設ける。

- (1) 地域づくり部会
- (2) 防災部会
- (3) 子育て・介護環境部会
- (4) 働き方部会
- (5) 暴力防止部会
- (6) 多様な生き方応援部会

- 2 各部会等に運営委員が兼務する部会長・副部会長のほか、PTリーダー、地域ブロックリーダーを置く。
- 3 部会等の活動は、予算を割り当て行うものとし、部会長及びリーダーの招集のもとに行う。
- 4 部会等は、毎回、活動記録を残し事務局に報告するとともに、年間の活動実績を総会で報告する。

(会費)

第10条 会議の目的を達成するために必要な経費は次の会費等で賄う。

- (1) 会員は、毎年度1,000円の会費を納める。
- (2) 必要に応じて、臨時会費を徴収することができるものとする。
- (3) 毎年の会計年度は、10月から翌年9月とする。
- (4) 会費は毎年9月末日までに支払うものとし、連続して2期に渡り会費を未納の会員が、続く1年間の支払い期間を経過後、連続3期末納となった会員については、その時をもって退会したものとみなし、会員名簿から抹消する。ただし、やむを得ない状況など連絡があった場合は、抹消について一時停止することが出来るものとする。

(応援団)

第11条 会議には、趣旨を理解し応援する男性で構成する応援団を置くことができる。

- 2 応援団の会員は、会費と同様に年会費を納めることができる。

(会則の改正)

第12条 会則を改正し、または解散しようとするときは、総会において出席者の過半数の同意を必要とする。

(設立年月日)

第13条 会議の設立年月日は、平成25年12月1日とする。

(事務局)

第14条 会議の事務局は、事務局を担当する役員の住所または居所に置く。

(その他)

第15条 本会則に定めるもののほか必要な事項は役員で協議のうえ決定し、必要に応じて総会で報告する。

附 則

- この会則は、平成25年12月1日から施行する。
この会則は、平成26年12月7日から施行する。
この会則は、平成28年1月11日から施行する。
この会則は、平成29年1月9日から施行する。
この会則は、平成29年10月9日から施行する。
この会則は、平成30年11月11日から施行する。
この会則は、令和2年11月23日から施行する。
この会則は、令和5年12月3日から施行する。
この会則は、令和7年11月24日から施行する。